

年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)(別紙)

[遺族基礎年金・特例遺族年金・遺族厚生年金]

注) 1. この請求書は、遺族給付を受けることができる方が2人以上あるときにご使用ください。
2. この請求書は、請求書(様式第105号)に添えてご提出ください。

受付登録コード
1 7 3 1 1

入力処理コード
4 3 0 0 4 0

進達番号

年金コード
1 4

- のなかに必要事項をご記入ください。
- (◆印欄には、なにも記入しないでください。)
- 黒インクのボールペンでご記入ください。
- フリガナはカタカナでご記入ください。

二次元コード

実施機関等

受付年月日

死亡した方	①基礎年金番号						
	②生年月日	明・大・昭・平	年	月	日		
	氏名	(フリガナ)					性別
(氏)		(名)			2. 女		

⑤別紙区分	⑥未保	⑦支保	⑧受教

※死亡した方に共済組合等の加入期間がある場合は、請求者の個人番号(マイナンバー)及び基礎年金番号の両方をご記入ください。個人番号(マイナンバー)については4ページをご確認ください。

請求者	③個人番号(マイナンバー)						
	基礎年金番号						
	④生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日		
	⑨氏名	(フリガナ)					⑩続柄
(氏)		(名)			◆	2. 女	
⑪住所の郵便番号	⑫(フリガナ)						
住所	市区町村						

船	戦	加	重	繰	長期	基加	沖繩	旧令

社会保険労務士の提出代行者欄

電話番号

— —

* 日中に連絡が取れる電話番号(携帯可も)をご記入ください。

* 公金受取口座については、4ページをご確認ください。

⑬年金受取機関 ※		(フリガナ)	
1. 金融機関(ゆうちょ銀行を除く)		口座名義人氏名	
2. ゆうちょ銀行(郵便局)			
<input type="checkbox"/> 公金受取口座として登録済の口座を指定		※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に記してください。	
⑭年金送金先	⑭金融機関コード	⑮支店コード	(フリガナ)
	◆	◆	銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協
	本店 支店 出張所 本所 支所	⑯預金種別	⑰口座番号(左詰めで記入)
ゆうちょ銀行	⑱貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄
記号(左詰めで記入)	番号(右詰めで記入)	※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。 ※請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。	

※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。

①加算額の対象者	18歳到達日以降の最初の3月31日までの間にある子および国民年金法施行令別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	⑲生年月日	平 年 月 日	障害の状態に	◆⑲診	
		個人番号							ある・ない	
		氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	⑲生年月日	平 年 月 日	障害の状態に	◆⑲診	
		個人番号							ある・ない	

右の3ページを記入する際の注意事項

- 「年金の種類」とは、老齢または退職年金、障害年金、遺族年金をいいます。
- 「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

ウ

表1 公的年金制度等

ア. 国民年金	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合
イ. 厚生年金保険	ク. 恩給
ウ. 船員保険 (昭和61年4月以後を除く)	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
エ. 国家公務員共済組合 (JT、JR、NTTの三共済組合を含む) (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	コ. 日本製鉄八幡共済組合
オ. 地方公務員等共済組合 (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	サ. 改正前の執行官法附則第13条
カ. 私立学校教職員共済	シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者 のための特別措置法
	ス. 戦傷病者戦没者遺族等援護法

ウで、「1. 受けている」または「3. 請求中」を○で囲んだ方は、

- ・「公的年金制度名」…表1から該当する公的年金制度等の記号を選択し、ご記入ください。
- ・「年金の種類」……該当する年金の種類をご記入ください。
- ・「年 月 日」……年金を受けることとなった年月日をご記入ください。
(「1. 受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください。)

* 2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。
詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

㊦ あなたは、現在、公的年金制度等(表1参照)から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類
----------	-----------	--------	-------------	-------

受けていると答えた方は下欄に必要事項をご記入ください(年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください)。

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		. .	
		. .	
		. .	

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

㉔ 年金コードまたは共済組合コード・年金種別	
1	
2	
3	
	㉕ 他年金種別

請求者	請求者の「㉓個人番号(または基礎年金番号)」欄を記入していない方は、次のことにお答えください。(記入した方は回答の必要はありません。) 過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。 「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。		ある	ない
	厚生年金保険		国民年金	
	船員保険			

上 外	㉖(外)傷病名	㉗(上)傷病名	㉘ 診断書	㉙ 有年数	㉚ 有年	第三者行為
上 外 1 . 2					元号	

遺基	㉛ 受給権発生年月日	㉜ 停止事由	㉝ 停止期間	㉞ 条文	㉟ 失権事由	㊱ 失権年月日
	元号 年 月 日		元号 年 月 元号 年 月	0 1 3 7 0 0 1		年 月 日

遺厚	㉛ 受給権発生年月日	㉜ 停止事由	㉝ 停止期間	㉞ 条文	㉟ 失権事由	㊱ 失権年月日
	元号 年 月 日		元号 年 月 元号 年 月	0 1 5 8 0 0 1		年 月 日

㉚ 時効区分	
--------	--

◆ 終了表示	E	送信
--------	---	----

入力処理コード	① 進達課所	① 進達番号	② 生 年 月 日	制 度	年金種別
4 3 0 8 0 0			明・大・昭・平・令 年 月 日	新 法 1	遺族 14

完 了 処 理	㉚ 完了表示	1 完 了
---------	--------	-------

「個人番号(マイナンバー)」を記入する際の注意事項

- 死亡した方に共済組合等の加入期間がある場合は、1ページに請求者の個人番号(マイナンバー)をご記入ください。
 - マイナンバーを記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要となる場合があります。また年1回の現況の確認(現況届)や住所変更届等の提出が原則不要となります。ただし、住民票の住所以外にお住まいの方など、住所変更の届出が必要となる場合があります。
 - 記載されたマイナンバーは、マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)が必要なため、以下の(1)または(2)をご提出ください。
※加算額の対象者の番号確認・身元(実存)確認書類の提出は必要ありません。
 - (1)マイナンバーカード(個人番号カード)※番号確認と身元(実存)確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。
 - (2)以下の2種類(㊦と㊧1種類ずつ)を添付してください。
 - ㊦マイナンバーが記載されている書類から1種類
住民票(マイナンバー記載のもの)または通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ㊧身元(実存)確認のできる書類から1種類
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
※身元(実存)確認のできる書類については、上記㊧以外にも添付可能な書類があります。ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。
- 【窓口で提出される場合】
上記(1)マイナンバーカードまたは(2)の㊦と㊧1種類ずつの原本をご提示ください。
- 【郵送で提出される場合】
マイナンバーカードの両面のコピーまたは(2)の㊦と㊧1種類ずつのコピーを添付してください。
- ご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。マイナンバーの登録後は、年1回の現況の確認(現況届)や住所変更届等の提出が原則不要となります。

「公金受取口座」について(年金受取口座として公金受取口座を利用する場合)

- 公金受取口座登録制度とは
 - 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。
 - 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。
- 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点
 - **公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。**
 - 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
 - また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。